品川区地域自立支援協議会傍聴に関する規定

制定　平成29年10 月15日　部長決定

改正　平成30年　2月21日 部長決定

（趣旨）

1. この規定は、品川区地域自立支援協議会運営要綱（Ｈ25年6月25日区

長決定）に基づき、品川区地域自立支援協議会（以下、「協議会」という）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の公開）

1. 何人も、本規定の定めるところにより、協議会の会議を傍聴することが

できる。ただし、会議の内容が品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年10月27日条例第25号）第9条各号に該当するときは、この限りではない。

（傍聴人）

第３条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（別紙様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

２ 傍聴券の交付は、事前申し込み制とし、一人一枚、交付する。

ただし、報道関係者等で区長が特に必要があると認めるものについては、別に交付することができる。

３ 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議を開催する会議室（以下「会議室」という。）に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。また、退室する際に係員に傍聴券を返却するものとする。

（傍聴券の事前申込）

第４条　傍聴券の事前申込受付期間は、会議開催日の１０日前（土日・祝日を含む）から開催日３日前までとする。

　２　電話、またはFAXにて、住所、氏名、連絡先を記載の上、申込む。

（傍聴人の定員および傍聴券の交付）

第5条　 傍聴人の定員は10 人とし、申込み受付期間終了後、申込み受け付け順の番号で、傍聴券を交付する。定員を超えた申込があった場合、会場の環境等を鑑み、会長に諮って傍聴人の受入れを決定する。

（傍聴できない者）

第６条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

(１) 銃器その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(２）はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している

　　者

(３) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(４) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（第７条の規定により、会長の許可を得た者を除く。）

(５) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(６) 酒気を帯びていると認められる者

(７) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(１) 言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(２) 騒ぎ立てないこと。

(３) 飲食、喫煙または談笑をしないこと。

(４) みだりに席を離れないこと。

(５) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。

(６) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第８条 傍聴人は、会議室において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

（違反に対する措置等）

第９条 傍聴人がこの規定に違反したときは、区長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第１０条 傍聴人がこの規定に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、該当傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第１１条 この規定に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この規定は、平成２９年１０月１５日から施行する。

この規定は、平成３０年　４月　１日から施行する。

別記（様式）　　　　　　　　　（表）

№

　　　　　　　　　　年　　月　　日　開催

　　　　　第　　回　品川区地域自立支援協議会

**傍　聴　券**

（開催場所　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　（裏）

　　　品川区地域自立支援協議会　傍聴に関する規定（抜粋）

（傍聴人の守るべき事項）

第６条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(１) 言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(２) 騒ぎ立てないこと。

(３) 飲食、喫煙または談笑をしないこと。

(４) みだりに席を離れないこと。

(５) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。

(６) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の許可）

第７条 傍聴人は、会議室において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

　　　　　　※この傍聴券は、当日に限り有効です。

　　　　　　　※傍聴券は、退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。